

日本原燃株式会社再処理事業所における  
再処理の事業の変更許可申請（標準応答  
スペクトルを考慮した基準地震動の追加  
等）の概要について

令和5年10月  
原子力規制委員会

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 日本原燃株式会社

住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 再処理事業所

所 在 地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸

(3) 変更の内容

平成4年12月24日付け4安(核規)第844号をもって事業の指定を受け、これまで事業の変更の許可を受けた再処理事業変更許可申請書の記載事項中、次の事項の記載の一部を変更する。

四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

(4) 変更の理由

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正に伴い、日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設における震源を特定せず策定する地震動のうち「全国共通に考慮すべき地震動」について、標準的な応答スペクトルを考慮した地震動の追加等を行う。